

文書番号：JRCA AJ240-初版

**マネジメントシステム審査員の評価登録手順
（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）**

制 定：2021年 1月15日
（2021年4月1日から施行）

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書	1
3. 審査員資格評価登録の対象	1
4. 審査員資格の申請受付	2
5. 新規及び資格拡大登録、格上げ並びにエキスパート審査員登録申請の評価	2
6. 資格の維持及び更新申請の評価	3
7. 資格の一時停止、一時停止の解除及び取消しの手順	4
8. 異議申し立て及び苦情	4
付則	5
制定・改定履歴	6

マネジメントシステム審査員の評価登録手順 (QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS)

1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が「マネジメントシステム審査員」を評価登録するための手順を規定する。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

この文書で引用する文書を以下に示す。

JIS Q 19011 (ISO 19011) マネジメントシステム監査のための指針

2.2 関連文書

この文書に関連する主な基準、手順、手引きの文書を以下に示す。

- JRCA AQ140 品質マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AE140 環境マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AI140 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA A0140 労働安全衛生マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AI140-1 ISMS クラウドセキュリティ審査員の資格基準
- JRCA AF140-1 食品安全マネジメントシステム 22002plus 審査員追加認証の資格基準
- JRCA AJ140 マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書 (QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS)

- JRCA AQ340 品質マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AE340 環境マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AI340 情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AF340 食品安全マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA A0340 労働安全衛生マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AF340-1 食品安全マネジメントシステム 22002plus 審査員追加認証の資格基準

- JRCA AC100 審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順
- JRCA AC210 情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準
- JRCA AC220 品質マネジメントシステム審査員・航空宇宙産業向け審査員・労働安全衛生マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準
- JRCA E-AD140 環境審査員評価登録料金表
- JRCA F2000 食品安全マネジメントシステム審査員に対する料金基準

3. 審査員資格評価登録の対象

当センターは

- ・審査員資格の新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員新規登録の申請を受けた場合、「MS 審査員の資格基準」に対する適合可否について評価、判定を行い、登録、格上げ等の可否を決定する。

- ・登録された MS 審査員に対して、登録の有効期間内において1年毎に資格維持の評価、判定を行い、登録継続の可否を決定する。
- ・3年間の有効期間が終了する時点で資格更新の評価、判定を行い、有効期限更新の可否を決定する。
- ・「MS 審査員の資格基準」の変更等により、当センターが必要と定めた場合、登録された MS 審査員に、当該事項に対して、当センターが設定した期間内に必要な対応を行うことを求め、評価、判定を行い、合否を決定する。

当センターは、「MS 審査員の資格基準」等の変更を行う場合、必要に応じて利害関係者の意見を考慮して、変更内容及びその施行日を決定する。また、必要に応じて適切な予告、若しくは適用猶予期間を設ける。

4. 審査員資格の申請受付

当センターは「MS審査員の資格基準」の他に、申請者の申請手続きのための「各種手続きの手引き」を公開する。

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録、並びに資格の維持及び更新のため、申請者に対して、登録要件を満たすことを証明する申請書類の提出を求め、「MS審査員の資格基準」に対する適合可否の評価を行う。

注 申請者及び登録されたMS審査員は、「MS審査員の資格基準」に適合することを示すために、以下の手続きが必要である。

- ①申請書の作成。
- ②登録要件を満たすことを実証する書類の準備。
- ③必要な申請登録料の払い込み（JRCA AC220参照）。
- ④申請書、必要書類及び申請登録料払い込み記録の提出。

資格の維持及び更新の場合は、当該資格の維持手続き期限日又は有効期限日の3ヶ月前から申請を受付ける。

5. 新規及び資格拡大登録、格上げ並びにエキスパート審査員登録申請の評価

5.1 書類評価

新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録のために申請者から提出された申請書類等については、当センターが力量を認めた評価者が、その内容の評価する。内容に不備があった場合は、あらかじめ期限を定めて追加資料等の提出を求め、再評価を行う。

必要な追加資料の提出がない場合、及び追加資料によっても必要な要件を満たすことができないと判断された場合は、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録不可の評価とする。

注 エキスパート審査員の対象MSはQMS、EMS、ISMS、OHSMSである。

5.2 審査実績評価

当センターは、申請者が実施した審査の受審組織に対して、審査実績が申請どおりであること、及び審査がJIS Q 19011の「4 監査の原則」を遵守して行われたことを直接確認する場合がある。

5.3 判定

当センターは、評価者による評価プロセスが適切に実施されたことを判定し、申請者の新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録の可否を決定する。

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録可否の判定に際

し、必要な場合は申請者に対して面接を行うことができる。

5.4 判定結果の通知

当センターは、申請者に判定結果を書面（電子文書を含む）で通知する。

5.5 審査員登録証明書及び審査員カードの交付

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録可と判定された申請者に対して、審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

なお、格上げしても資格の有効期限は変わらない。

5.6 登録情報の公開

(a) 登録番号、資格種別及び区分の公開

当センターは、登録された MS 審査員の登録番号、資格種別及び区分を JRCA ホームページで公開する。

(b) 氏名、活動地域、連絡先、及び業務経験のある事業分野等の公開

当センターは、当該 MS 審査員の同意がある場合、(a) 項に加えて、登録された MS 審査員の氏名、活動地域、連絡先、及び業務経験のある事業分野（FSMS の場合はフードチェーンカテゴリー、共に登録者のみが対象）を JRCA ホームページで公開する。

6. 資格の維持及び更新申請の評価

6.1 資格の維持又は更新申請書類の提出依頼

当センターは、資格の維持手続き期限日又は有効期限日の約3ヶ月前に、当該 MS 審査員に対して、資格の維持又は更新に必要な申請書類の提出、並びに必要な申請登録料の払い込みに関する案内を送付する。

注 資格の維持手続き期限日とは、新規登録又は資格拡大登録、若しくは資格更新の日の1年後の前日、及び2年後の前日である。即ち、資格の有効期限日の2年前及び1年前となる。

6.2 書類評価

資格の維持又は更新のために申請者から提出された申請書類等については、当センターが力量を認めた評価者が、その内容を評価する。内容に不備があった場合は、あらかじめ期限を定めて追加資料等の提出を求め、再評価を行う。

必要な追加資料の提出がない場合、及び追加資料によっても必要な要件を満たすことができないと判断された場合は、資格の維持又は更新不可の評価とする。

ただし、下位の資格区分の要件を満たしていて、必要な申請登録料の払い込みがあり、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して資格の維持又は更新可の評価とする。

6.3 審査実績評価

当センターは、当該 MS 審査員が実施した審査の受審組織に対して、審査実績が申請どおりであること、及び審査が JIS Q 19011 の「4 監査の原則」を遵守して行われたことを直接確認する場合がある。

6.4 判定

当センターは、評価者による評価プロセスが適切に実施されたことを判定し、当該 MS 審査員の資格維持又は更新の可否を決定する。

当センターは、資格維持又は更新可否の判定に際し、必要な場合は、当該 MS 審査員に対して面接を行うことができる。

6.5 判定結果の通知

当センターは、当該 MS 審査員に判定結果を書面（電子文書を含む）で通知する。

6.6 審査員登録証明書及び審査員カードの交付、登録情報の変更

更新申請の場合、当センターは、更新可と判定された MS 審査員に対して、審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

また、下位の資格区分に変更して資格の維持又は更新可と判定された MS 審査員に対しては、変更された区分での審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

当センターは、「MS 審査員の資格基準」により資格失効となった MS 審査員に対して、無効となった審査員登録証明書及び審査員カードの返却又は廃棄を要請する。

また、無効となった資格に関して、JRCA ホームページの公開対象から削除し、必要な場合は該当する公開情報を変更する。

7. 資格の一時停止、一時停止の解除及び取消しの手順

7.1 資格の一時停止

当センターは、「MS 審査員の資格基準」に定める審査員資格の一時停止に該当する事項又はその疑いがある事象を検出した場合、必要な調査を行って事実関係を明確にする。

この調査結果に基づき、「MS 審査員の資格基準」に従って、該当する場合は、当該 MS 審査員の資格一時停止及びその対応報告を求める期限を決定する。

当センターは、資格一時停止の判定に際し、必要な場合は、当該 MS 審査員に対して面接を行うことができる。

7.2 一時停止の解除

当センターは、定められた期間内に、資格一時停止となった MS 審査員が適切な修正及び是正処置を実施し、これらが解決されたと判断した場合、当該 MS 審査員の資格の一時停止解除を決定する。

7.3 資格取消し

当センターは、定められた期間内に、資格一時停止となった MS 審査員による必要な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合、当該 MS 審査員の資格取消しを決定する。

当センターは、資格取消しの判定に際し、必要な場合は当該 MS 審査員に対して面接を行うことができる。

7.4 判定結果の通知

当センターは、審査員資格の一時停止、一時停止の解除、若しくは取消しを行う場合、当該 MS 審査員に判定結果を書面で通知する。

7.5 審査員登録証明書及び審査員カードの返却、登録情報の変更

当センターは、審査員資格の一時停止、若しくは取消しとなった審査員に対して、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードの返却を要請する。また、無効となった資格に関して、JRCA ホームページの公開対象から削除する。

資格一時停止が解除された MS 審査員に対しては、有効となった審査員登録証明書及び審査員カードを再交付し、JRCA ホームページの公開対象に復帰する。

8. 異議申し立て及び苦情

当センターは、登録申請者及び登録された MS 審査員から、異議申し立て及び苦情があった場合、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」（JRCA AC100）に従って対応する。

付則

この手順は、2021年4月1日から施行する。

以上

制定・改定履歴

版番号	年月日	内 容
制 定	2020年7月1日 2021年4月1日か ら施行	<ul style="list-style-type: none"> • QMS、ISMS、FSMS、OHSMS の「審査員資格基準及び評価登録手順」から評価登録手順部分を分離し、EMS も併せて、集約一本化し、当センターによるマネジメントシステム審査員共通の評価登録手順として制定した。 • QMS、ISMS、FSMS、OHSMS の「審査員資格基準及び評価登録手順」にあった付属書は、各 MS の「審査員資格基準」の共通付属書として別文書とした。 • 資格の維持又は更新の案内送付時期を QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS 共通に維持手続き期限日又は有効期限日の約 3 か月前とした。(6 項) • 評価登録手順の集約一本化にあたり、表記を一部見直した。